

靖国神社合祀取消を実現し 平和憲法を護る会

ニュース・レター
第25号 2015.12.20

発行：支える会事務局
代表：園田朋里
mail：ptnishiyama@yahoo.co.jp

「この聖書の言葉は、今日、実現した」

クリスマスも新年も、本当に、祝っているのでしょうか？

西山俊彦神父

今年も人類最大の慶事の時が近づきました。

一年で一番華やかなのは「救い主イエス・キリストのご降誕」を祝うクリスマスですし、一番厳粛なのは元日、平和の日、に当たります。クリスマスは救い主の誕生日、救いの福音は平和の実現を約束し、元旦には平和の実現を祈ります。誰彼なしに、この時ばかりはその気になった雰囲気に入りますが、形だけならいざ知らず、真顔で救いの実現を信じるとでもいうのでしょうか。

祝うのは幸せとも、救いとも、平和とも表せますが、どれもこれも人知の及ばぬ彼方の事柄、それをどの宗教も福音として約束します。約束する方も信じる方も真顔のようですが、ことは生命がかかる重大事、その公約が誠実かどうかを見てみなければなりません。

キリスト教では、救いのメッセージである福音を、1. 神のみ姿、2. キリストの愛、3. 母なる教会の教え、の3段階に説いています。救いとは、先ず、

1. 神のみ姿として造られた人間が、神の善性を学び、罪障から解放されて神の子となること、次に、
2. 人となられた神の子イエスの救いのみ業、十字架をもってする愛のみ業、の成就、そして、そのみ跡に倣い育まれて、救いの実りに与ること、そして一層具体的には、
3. キリストの教会としての信仰共同体に託された教えと秘蹟に養われ、自己と社会の教化をもって幸いなる約束の実現である神の国を目指すこと

の実現に他なりません。

1. 神のみ姿として造られた人間が、神の善性を学び、罪障から解放されて神の子となること、これをどれほど真顔で信じているのでしょうか。

1. では、「神のようになる」かのようにみえますが、これは悪魔の誘惑（創世記3:5）、「神は見ること聞かぬことかなわない」（Iヨハネ4:12）からです。神の教え、愛のみ言葉、を守れない「塵にすぎない者は塵に戻る」（創世記3:19）のが本性です。神は完全ですべてを生かすおん方ですが、すべてを包み敵をも愛する完全な愛、敵をも愛し万物を友とする自己放棄など、生存し続けねばならない被造物であるかぎり、不可能な事です。もちろん、実現が不可能であるだけでなく、神の理解も全く同様、神仏の名前同様、無数の特徴をもって表現されるとおり、どの名もこの名も該当しないわけではないとしても、ヤーヴェ、天主、（父なる）神さま等々、いかなる‘絶対者’であつ

ても¹ その名にあたる実体の理解はどこまでも限定的でしかありえません。² 端的に言って、至高、至善、至聖なる神に対しては、

「ああ、神の富と知恵と知識のなんと深いことか。だれが、神の定めを究め尽くし、神の道を理解し尽くせよう。…すべてのものは、神から出て、神によって保たれ、神に向かっているのです。栄光が神に永遠にありますように、アーメン。」（ローマ 11 : 33 - 36）

と仰いで偲び、そのみ教えの無窮無限の計り難さに、ただただ頭を垂れうるばかりです。だからこそ、救いの御子のご誕生には唯一無二の恵みと不可思議があったのです。

2. 人となられた神の子イエスの救いのみ業、十字架をもってする愛のみ業、の成就、そして、そのみ跡を慕い育まれて、救いの実りに与ること、これをどれほど真顔で信じているのでしょうか。

「いまだかつて、神を見た者はいない。父のふところにいる独り子である神、この方が神を示されたのである。」（ヨハネ 1 : 18）

イエスのみ教えとは父なる神のみ旨に生きることに他なりません。「父がわたしを愛されたように、わたしもあなたがたを愛してきた。わたしの愛にとどまりなさい。わたしが父の掟を守り、その愛にとどまっているように、あなたがたも、わたしの掟を守るなら、わたしの愛にとどまっていることになる。」（ヨハネ 15 : 9 - 10）そして、一人々々により強調して、「友のために自分の命を捨てること、これ以上に大きな愛はない。わたしの命じることを行うならば、あなたがたはわたしの友である。もはや、わたしはあなたがたを僕とは呼ばない。僕は主人が何をしているか知らないからである。わたしはあなたがたを友と呼ぶ。父から聞いたことをすべてあなたがたに知らせたからである。」（ヨハネ 15 : 11 - 15）と説き、御子イエス・キリストは父なる神のみ旨を身をもって示されました。

とはいえ、このことばをもってしても、弟子たちは「その人を知らない」といって逃げ去ったのが史実、「本当に、この人は神の子だった」（マタイ 27 : 54 他）と認めて不信の輩が信仰の証し人となったのは、イエスが十字架上で愛を全うし、「一粒の麦」となられた後のことでした。親しく生活をともにした弟子たちでさえ、イエスの約束を信じることは容易ではなかったのです。

「愛する者たち、互いに愛し合いましょ。愛は神から出るもので、愛する者は皆、神から生まれ、神を知っているからです。愛することのない者は神を知りません。神は愛だからです。神は、独り子を世にお遣わしになりました。その方によって、わたしたちが生きようになるためです。ここに、神の愛は私たちの内に示されました。わたしたちが神を愛したのではなく、神がわたしたちを愛して、わたしたちの罪を償ういけにえとして、御子をお遣わしになりました。ここに愛があります。愛する者たち、わたしたちも互いに愛し合うべきです。」（I ヨハネ 4 : 7 - 11）

愛のみ教えは自明のように見えても、本当の愛を知る者、行なう者、などいるのでしょうか。ここでいわれているのは「神の愛」「キリストの愛」のこと、これに反して人間の愛は、他人が愛してくれる限りでの愛、「お返しが見込まれる限りでの打算的愛」でしかなく、夫婦、親子間のそれでさえ「右の頬を…」「一千歩を求められれば…」「敵をも愛する無条件的なもの」ではありません。いや、わたしの愛だけ無私絶対と思っているかもしれませんが、利己愛を愛他的と錯覚しているだけと思われれます。親しくイエスの言葉に接することができた弟子たちにあつてさえできなかったこと、「友のために命を…」との福音が実行可能と信じることなど、真顔でできるとでもいうのでしょうか。

¹ アッラーと呼ぶか、阿弥陀、大日、盧遮那仏等々と呼ぶか、その間に上下の差があったとしても、異同格差さえ判別不能で、神仏理解など到底不可能ではないかと思われれます。

² カトリック教会で目下進行中の「特別聖年」では父なる神の「いつくしみのみ顔」の体現を眼目としていますが、神ご自身もその特徴も被造物には無限・超越的であれば、その理解は人間には不可能なこと、ましてや、み旨の実現はかなわず、この点については、「母なる教会」の教えと約束も比喩的、限定的で、発展進化を必然としている論理は、歴史に刻まれた反論不能の事実であると認めるしかありません。

3. キリストの教会としての信仰共同体に託された教えと秘蹟に養われ、自己と社会の教化をもって幸いなる約束の実現である神の国を目指すこと、これをどれほど真顔で信じているでしょうか。

イエス・キリストの救いのみ業を託されているのが教会です。聖書聖伝は信仰共同体の心と生命、あらゆる秩序を裏付ける聖なる価値基盤であるとすれば、教会が「救いの普遍的秘蹟」「母なる教会」（『教会憲章』1, 9, 48 項）を自認するのもうなずけます。もしそうであるなら、掛け値なしの「神の愛」「キリストの愛」を教えて来たのか、それともケチな紛いものを教えて来たのではないのか、が問われますが、その実態は前者でなかったと思えてなりません。最々近の事例でみれば、1 週間前に始まった「特別聖年」を公布した教皇フランシスコの大勅書「父なる神のいつくしみのみ顔」（2015 年 4 月 11 日）では、ザアカイとマタイ、姦通の女とマグダラのマリア、ペトロと悔い改めた盗人、サマリア女の喩えに神の慈愛の豊かさが説かれていますが、イエスの受肉と教会の可視的交わりを飛び越えて、わざわざ父なる神の限りのない慈愛を説いているのは滑稽な事、それも勧善懲悪の焼き直しをしているように響きます。至高なる神の愛というのであれば、それが格段に普遍的、善悪超越的であることを前面に出せねば、全ったき愛のみ教えとならないと思えてなりません。一連の山上の垂訓には、善人にも悪人にも陽を昇らせ雨をお降らせになる善悪打算を超えた愛のみが神の教えであると説かれます。

「あなたがたも聞いておおり、『隣人を愛し、敵を憎め』と命じられている。しかし、わたしは言うておく。敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい。わたしがたの天の父の子となるためである。父は悪人にも善人にも太陽を昇らせ、正しい者にも正しくない者にも雨を降らせてくださるからである。自分を愛してくれる人を愛したところで、あなたがたにどんな報いがあるのか。徴税人でも、同じことをしているではないか。自分の兄弟にだけ挨拶したところで、どんな優れたことをしたことになるのか。異邦人でさえ、同じことをしているではないか。だから、あなたがたの天の父が完全であられるように、あなたがたも完全なものとなりなさい。」（マタイ 5: 43 - 48）
父なる神の愛もイエス・キリストの十字架も、ケチな愛ではないのです。しかし、教会の教えの実態は、勧善懲悪、天国煉獄地獄信仰ではなかったのか。「大勅書」には「天国のために」「永遠のいのち」のため、「死者のため」にと全免償、部分免償等々を公然と説いていて平然です。今少し区別して考えなければなりません。

教会の本務は、（1）神の教えと（2）その実現への精神的活力増進を主としています。

（1）神の教え

いかに父なる神のみ旨とイエス・キリストのみ心が提示されているかは、ひとへに、教会の自覚と覚醒にかかっており、もし、「父のいつくしみのみ顔」をいまさら説かなければならないとすれば、それは、教会の自覚と覚醒の不足にあったことを示すばかりではと疑われます。愛のみ教えが各人と全人類の各時点と全歴史上に例外なき救いのみ教えとなっていなければ、それこそ「愛のみ教え」にもとっていたことを意味します。本当のところは、神のみ教えとされる福音、絶対的教義であれ、時代の推移とともに発展、充足されるのがあらゆる文化文明であれば、神のみ教えとて例外であろうはずがなく、それは教会の史実に歴然であって、教会本来の神と救いの教義であっても時空の制約を帯びているからこそ、進歩発展をも期待させるものとなっていることを物語っています。ここでの最低、最大の肝要事は、教会自身がこの制約を自覚することであって、それを欠いては、神聖不可侵性を主張するばかりでなく、自己正当化、絶対化の独断に走り、第二バチカン公会議のモットーであった「刷新」と「現代化」の達成などお題目も甚だしくなる無自覚、無責任の危険に陥りかねないと断じなければなりません。

（2）その実現への精神的活力増進

前（1）項での覚醒は本（2）項での活力とならないはずはありませんが、重要なことは、前項

が、第一義的には教会の本質自体に関する事で、それを実現する結果として、本第二項でもって、第二義的に、現代社会の刷新へと展開するのが道筋、「教会が普遍的救いの秘蹟」を自称する論理必然性のもたらす、結果です。世に正義と平和が欠けているなら、それは神からの真理と愛のみ教えを疎んじてきたからに他なりません。真に神聖普遍的価値規範とその覚醒が肝要なのは、繰り返すまでもないことです。

幸いなことに、第二バチカン公会議は『現代世界憲章』を公布し、その冒頭で、

「現代の人々の喜びと希望、苦悩と不安、とくに貧しい人々とすべての苦しんでいる人々のものは、キリストの弟子たちの喜びと希望、苦悩と不安でもある。真に人間的なことがらで、キリストの弟子たちの心に響かないものは何もない。」

と言明し、その理由を、

「なぜなら、彼らの共同体は人間によって構成されているのであり、彼らは、キリストにおいて一つに集められ、父の国に向かう旅路において聖霊によって導かれ、すべての人々に伝えるべき救いのメッセージを受けているからである。」

と説明しました。もし、これが真実であれば、痛痕、慙愧きわまる不義暴虐を含む歴史の諸事全般に、その責任を表明したことになっているはずですが、しかし、一方的な他者非難をし続ける教会指導者が、一体全体、現代社会の諸悪の構造的体制に与した責任を表明し、悔悟の印を示したことがあったでしょうか。³ 人権の核心に位置する「信教の自由」はいつ容認したというのでしょうか。⁴ 法と正義を高唱する国際秩序、私利至上主義的経済体制等が実力支配の結果であり、格差貧困無視、有限世界での人口・資源・環境政策等々も、無責任体制の反映です。これら非人間的状態を永続させた奴隷制度も武力紛争に終始する主権国家体制も、もとはといえば、カトリック教会の絶対権威の認可を裏付けとして発達したのは明白です。⁵ にもかかわらず、昨今では、グローバル大に逸脱した資本主義を非難し、無限成長の背理と環境保護の必要性は説くものの、肝心かなめの自己反省はなく、ヨーロッパ文明の精神的保護者、生みの親、としての世紀の責任は露欠片も示されません。それでいて「救いの普遍的秘蹟」であり「母なる教会」と自称するのですから、ことばの重みをもう少し自覚して欲しいと願うのは法外な事ではないと思われまふ。⁶

「いつくしみの特別聖年」が始まったのは一週間前の12月8日、このような聖なる季節に駄言を弄することは憚られますが、「聖年」の大前提は全的刷新、悔い改めの心、この要件を無視して「聖

³ 拙文「教会は誠実にその罪の赦しを願った」のだろうか

高柳俊一神父御高論「記憶の浄化—教会と過去の過ち—」に関連して

Did “the Church sincerely ask the Lord's forgiveness for Her sins” ?

-concerning the Article written by Rev. Fr. Shunichi Takayanagi, S.J.,

on “Memory and Reconciliation”, - in Japanese -

『福音宣教』第55巻第3号、2001年3月号、32-39。 (2000年10月投稿、2001年3月掲載)

⁴ 拙著『カトリック教会の戦争責任』(サンパウロ、2000) ; 拙文「カトリック教会と天皇制—超国家主義への屈服と十五年戦争への加担」富阪キリスト教センター編『十五年戦争期の天皇制とキリスト教』新教出版社、2007、162-214、他

⁵ 拙著『カトリック教会と奴隷貿易—現代資本主義の興隆に関連して—』(サンパウロ、2005)

⁶ 「救い」「救済」「永遠の生命」「復活」「神の国」等々の定義は多様であるが、「全人類に向けられた救い」を課題とした最近の一例を掲げて置く。「救いに関する現代カトリック神学の関心は、従来とは異なった方向に向けられているように思われる。救いはもはや教会とその内部の個々の信者の個人的な目標ではなく、広く教会の枠を越えて神が、キリストとその根源的秘蹟である教会を通して、世界に自らを向け、他人事として外から眺めるのではなく、積極的に関わっている事柄なのである。この視点から見たキリストの受難 (passion) は、プロテスタント神学者モルトマンの考え方を借用するならば、神の情熱 (passion) である。そのように救いを考えるならば、キリストを通して示され、教会によって世の終わりまで示される神の救いの意志ばかりでなく、救いの働きがたまねく、分け隔てなく全人類に向けられたものであることが肯定できるであろう。神の子である言葉の受肉、キリストの誕生は十字架を目指すものであり、十字架は復活への道である。キリスト者はこの世をあとにして救われるのではなく、彼とともに世界も神の国へと解放されるのである。」H.ヴァンデルフェルス「すくい・救い」『カトリック大事典』III, 研究社、2002

なる扉（門）」だ「全免償」だ「贖宥」だなどと騒ぐのは本末転倒です。悔い改めが伴わなければ永遠の命の扉は開かれず、私的なそれは社会的、グローバル大に拡大されねば可能とはならないはず、まして、教会が人類の救いを公言しているのであれば、それらが不可欠の要件でないはずはありません。

救い主の誕生を祝ってよいのか、新年に平和を祈るのに意義はあるのか、これについて何らかの答えをうるのが本稿のテーマでした。随分脇道にそれたようですが、要点だけは記しておかねばなりません。

普遍的愛の涵養と実践こそ至上の福音、救い主キリストのみ教え、の大眼目、その進捗に応じて救いも平和も、そして各人の本当の幸せも実現します。平和の福音の約束するものは

‘人みな神の子、互いに兄弟’

の実現に他なりません。‘人みな神の子’であれば仲間はずれなどできるはずはなく、‘互いに兄弟姉妹’でなければ本当の幸せ、本当の平和、はありえません。この目標が達成できないとすれば、真の救いも慰めも、安泰も静謐もありませんが、これらが神の子の不可欠の要件ではあっても、常に未完の目標です。とすれば、そして、無謀な断定ですが、人間が神とも、被造物が絶対者とも、なりえない以上、この世界には救いも平和も実現の余地なしということです。できないことはできないということが正直というものであって、誠実さこそ宗教者のモットーです。その上で、それを承知で、二つに一つを選ばねばなりません。（1）できないことは断念する道と、（2）できないことに賭ける道です。本当は、どんな目標であっても完成の道のりにさえあれば、それでよしとすべきではないでしょうか。達成の可否がすべてではありませんし、本来の目標こそが神の子と神の国への道を約束します。何ごとであっても実現の余地がないことを承知の上で、神のみ手を信じて委ね、イエスの招きにこたえて励む道があるのです。まして神の恵みとイエスの招きに応えるか否かに、わたしの人生と世界に希望とあいがあるのか、それとも絶望と死しかないのか、が掛っており、この選択に神の子への開眼、神の国の現成、が掛っています。その差は天地の格差、神の子とは神への希望と神の愛があつての物だね、我利我欲の塊に近いものでしかなくても、希望と愛の照らしがあれば、神の子、神の国への道程の素晴らしさを共感し共に励むことが許されます。何度でも何度でも繰り返して認めましょう — たとえ神の愛が到達不可能な高みにあり、到達見込みなしのかすかな光にすぎなくても、その明りがあつて初めて神の子の姿を認め、神の国が開かれるのであり、そこにこそ、人の子の最大の慰め、神からの贈りものである貧しき者の真意があることを —

クリスマスも新年もすぐそこに迫っています

祝っていいとも、是非祝い合おうとの

優しい声がする。

それこそ救いへの招き

今年も、いや、今年こそ心底から祝おうではありませんか

今一つのとびきり澄んだ声もする

心の貧しい人々は幸いである、天の国はその人たちのものである。

平和を実現する人々は幸いである、

その人たちは神の子と呼ばれる。（マタイによる福音書第5章）

出版について

前ニュースレター24号 P.11 で報告いたしましたとおり、重要3課題についての出版を急務として、その後も出版社16社（P.7後2行）に打診を続けていますが、残念ながら現時点では進展していません。近年の出版界の深刻な不況、課題が大きすぎて力が及ばないという返答、また、既存の出版ではなく電子出版の提案などをいただきましたが、10社以上が返答なしの状況です。

できるだけ多くの皆様に、この出版の重要性をご理解いただきたく「緊急出版依頼状三伸」をP.6～7に掲載いたします。ぜひ、ご一読下さり、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

ニュースレター23号に、出版課題「井の中にいるのは蛙」であって、「神の子としての人間」ではありません。—権力者たちはいつまで奴隷扱いを続けるのでしょうか？の「はじめに」と「おわりに（前半）」を掲載いたしました。今号では「おわりに（後半）」をP.8～19に掲載いたしますので続けてお読みください。

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会

緊急出版依頼状（三伸）

「きたるべきものは、おのずからやってこよう。いまこのわたしが、口をつぐんで覆っておいても—。」
「きたるべきことなればこそ、このわたしにそれを告げるのがお前のつとめ。」（ソポクレス）

今一度お手紙さしあげます私は、日本平和学会、日本社会学会等所属の西山俊彦でございます。これまで、平和学の理念にしたがって、理論と実践の両面で、微力を尽くしてまいりましたが、平和憲法に関する集団的自衛権行使容認閣議決定以来の安保関連法の推移を憂慮し、

『正当防衛権は本当の権利なのか、自衛権も本当の権利なのか？』（全くの仮題）

なる小著を緊急出版いたしたく、貴出版社のご厚意に与らせていただきたく、先日6月22日、及び、9月28日付けの緊急出版依頼状を差し上げました。お返事を頂戴したところも、未だのところもごさいますが、課題の重要性と緊急性に照らし、是非、緊急出版いたしたく今一度お伺いいたすものでございます。筆者としての趣旨、梗概は先にご説明の通りですが、ヨーロッパへの難民・移民の怒濤の波は一層根元的矛盾の表出にすぎず、迫りくる人口増と資源・環境の制約、貧困格差・是正をさしおいた無限成長への欲望の放置・無責任等々、一触即発の文明大、人類大の危機事態への警鐘をともに叫ばずにはいられません。

緊急出版の主題は現代国家原理の核心をしめる主権、しかも、自衛権とそれがもたらす現行国家体制の不条理の理論的解明と糾弾ですが、提出しました理論中心の予定項目に加えて、近代法秩序がもたらした大陸大の搾取収奪の歴史的事実にも言及して、文明間での責任負荷の要にも触れなければならないと考えます。例えば、安倍首相が無条件的に肯定する「民主主義の原則と理想の確信」とか「法の支配、人権、そして自由を尊ぶ、価値観の共有」（米議会での2015年4月29日演説）が決して普遍的なものではなく、先進諸国の強権体制、既得権支配の隠蔽をなして来た矛盾にも触れなければならないと考えます。¹ 直截にいて、無限成長を想定する資本主義の限界が論じられる一方、独立以降半世紀を経過しても、政治・経済的自立は未達成で、水と安全等々、人格の尊厳、基本

¹ 拙著『私的所有権の不条理性と構造的暴力』サンパウロ、2011

的人権に不可欠なインフラ一つ整備されていない旧植民地諸国等の惨状は、もはや、理性的、文化的段階とは程遠く、この事実を前にした‘グローバル・スタンダード’とは、強者の横暴をますます助長正当化する方便に過ぎず、もし、この大陸大、文明大、人類大の非人間的‘奴隷状態’に抜本的対応をとらないとすれば、それは早晚憎悪に転じて民衆レベルに浸透し、テロとの戦いと称する大陸間、宗教間、文明間、の対立抗争は地球大に拡大必至で何時何処が修羅場となってもおかしくないものと思われまふ。事態は、難民・移民への対応で誤魔化せる程度を遥かに越えていて、文明論的転換を要するものであり、キリスト教が西欧文明の屋台骨であったとすれば、その責任を問わずして解決不能であるとみられます。² もちろん、積りにつもった人権侵害、人種虐待の世紀の歴史は時限爆弾に等しく、爆発以前に食い止めねばなりません、対応は誠実、早期決着が鉄則です。

勿論、本稿では、その核心を占める、‘普遍的’価値規範の‘普遍的’適用の恣意性、特に、強権支配に他ならない国家主権体制を論難するのが主眼ですが、それがもたらしている歴史的不条理の惨状にも、一定程度は言及して、理性的共在を目指す大転換へのささやかな一助となることを期待したく願います。この意図をもって、目下、

1. 『正当防衛権は本当の権利なのか、自衛権も本当の権利なのか？』

の1冊を完成しかかっていますが、課題が深刻すぎるためか危険なためか、出版の引き受け手がなく、難渋を極めております。

主題として提起いたします論証は、現下の焦点であることの他、従来の所論では看過されてきた一層根本的要点を論述すると信じるもの、であればあるだけ、公刊には困難、危険が伴わないとも限りませんが、現行体制を平和的変革へ転換するための核心を衝くものであると考えます。

この他に、実に深刻な実態についての事例分析・報告として

2. 「井の中にいるのは蛙」であって、「神の子としての人間」ではありません

—権力者たちはいつまで奴隷扱いを続けるのでしょうか？

内容は、小者が長年に亘って陥穽脱却をせまった、学界、司法界、宗教界との折衝の生々しい記録の部分的事例報告（完成稿）

3. 「教会は誠実にその罪の赦しを願ったのだろうか —高柳俊一神父御高論「記憶の浄化—教会と過去の過ち—」に関連して（『福音宣教』第55巻第3号、2001年3月号、32—39。（原文）（2000年10月投稿、2001年3月掲載）、他諸論文をもって構成

内容は、いかなる宗教であっても普遍的価値観の涵養をもって、社会人類への貢献を図るべきとの理念に基づき、これに悖る宗教界の独善性、自己絶対化を批判的に吟味し、是正を迫った、具体的究明の事例報告（完成稿）

の2冊を完成し、いかなる代価をも覚悟の上で、是非出版公開を願っている次第ですが、各専門家とされる諸兄諸賢の現状認識とは余りに乖離し、無惨で対応困難なためにか、空虚な現実を前に時の経過だけが確実な日々を送っている次第でございます。

多事多端な現下の情勢での厚かましいお願い、誠に恐縮ではございますが、可及的速やかなるご返答、ご教示のほどを今一度お願い申し上げます、以上、要々のみにて失礼させていただきます。

2015年11月13日

西山俊彦

本状送付先

サンパウロ、聖母の騎士、新教出版社、教文館、明石書店、有斐閣、岩波書店、法律文化社、ミネルヴァ書店、日本評論社、みずす書房、三省堂、創文社、創元社、勁草書房、学陽書房

² 拙著『カトリック教会と奴隷貿易—現代資本主義の興隆に関連して—』サンパウロ、2005

『カトリック教会の戦争責任（神社参拝容認と満州帝国の承認）』サンパウロ、2000

『靖国合祀取消し訴訟の中間報告—信教の自由の回復を求めて—』サンパウロ、2006

拙文「教会は誠実にその罪の赦しを願ったのだろうか—高柳俊一神父御高論「記憶の浄化—教会と過去の過ち—」に関連して—」『福音宣教』第55巻第3号、2001年3月号、32—39等々参照

「井の中にいるのは蛙」であって、「神の子としての人間」ではありません

—権力者たちはいつまで奴隷扱いを続けるのでしょうか？

「おわりに」後半 一本小論の展望—

—論理必然性に基づく不可欠の要件— 理念他の定立要件について

通常の批判的考察であれば、現状についての自覚を迫って、そこで一件落着ではなかろうか。しかし、生きた現実に関する課題の場合、それが同時に、超克への道につながらなければ、批判だけに終始することは許されることではない。解決への道を、端的に示せば、通念、慣習を超えた理念、本性拡充への道を提示することに尽きることとなる。¹ 今一つの説明は次の通りである。

否定と肯定、消極的と積極的、破壊と建設、埋没と脱出、は、事実上では、同一物の両側面ではあるが、論理的には別機能であって、本小論各編に報告したところも、ここまでの「おわりに」に批判したところも、否定的側面からのものであった。科学、司法、宗教のような人間存在の枢要な要件を裏付ける機制に関することであれば、批判と否定でもって了とすることは、許されることであろうか。達成すべき課題について、その展望なりとも記さずに終わることなくしては、本主題にかかわる者の責務を多少なりとも果たすことにならないだろう。実際的にも、同一物についての批判排除の理由と肯定建設の目標とは別物であって、現実態の解明と理想態の提示とは、不可必然的論理で結ばれてはいても、課題としては内実を異にしており、「「おわりに」後半 一本小論の展望—」を設けて、寸描しておかねばならない理由がここにある。前者の言説と後者の言説とが、相即相反的關係にあることを次の設問から読み取られたい。

基本としては事例報告を主とする本小論は、「**正当性なき現代社会**」（仮題）を主題とし「**普遍的平和秩序を目指して**」（仮題）を副題としていた。主題・副題の関係は次のように評価されるのではなかろうか。（1）「**正当性なき現代社会**」の一端を、否定的側面から、糾弾したことをもって、「**普遍的平和秩序を目指す**」任を果たしたとみなしうるとする寛大な評価、あるいは、それに類似するものとして、いや確かに、否定的側面からの糾弾ではあったとしても、否定的側面からの糾弾には、肯定的論理が適用されているのだから、それを読者の眼力に委ねていいのではないかとする、今一つの寛大な評価、そして、次に、（2）たとえ否定と肯定とは論理必然的に相関連しているとしても、それらは内在的で暗黙的なものに留まっており、両者の究明課題は、直接的にも究極的にも、正・反異質なものであるから、それぞれの課題を概念図式的に明示化し、自覚化しておかなければ、課題の全貌を提示したことにはならない、とする論理的、科学的な徹底を求める厳格な姿勢である。もちろん、いずれの立場に立つとしても、内在的論理の同一性と達成課題の異質性を了解した上での、現実的異論である。前者は、「**現代社会の不当性**」を批判論難することのなかに、「**普遍的平和秩序を目指す**」論理と実践が同時進行的と了解されており、前半の批判的評価に後半の肯定的建設は開始されているとする論理によっている。第二の厳格な姿勢（2）は、実際の、現実的には（1）のとおりであったとしても、批判 / 建設の課題は、機能的には別物であって、肯定的、積極的課題の全貌は明記され、個別的、自律的概念図式は提示されねばならないとして、独自の展開を要求する。

¹ ただし、「現状を論難する者は代案を示すのが筋ではないか」との応責反問は、政権担当・政策実現、の役務にあるか、それを批判する役務にあるか、どちらの役割を担っているかによって異なってくることはいうまでもない。批判的究明と肯定的展望提示の次元対応に関して、些事は個別研究から大事は壮大なイデオロギーの展開まで、何事にも批判と建設の両面があるなかで、原理遵守が原則である。真理を説く者は虚偽謬見を排し、虚偽謬見を排する者は真理を提示するのが論理一貫性の要請である。例えば、愛と真理を説くとするキリスト教が自己の虚偽謬見を放置して紳士然とするなどは、独断の極みと覚えるが、実際は、良心の麻痺が寛容であるかのような錯誤が支配的なのではなかろうか。

実際的には、本小論で展開した折衝の大半は、(現実社会についての) 批判的実態描写であって、「おわりに」後半で展開した(将来についての) 建設的全貌描写は過大なもの、不可能に近いもの、次回のテーマとすべきかもしれない。従って本小論末尾での記述は、次完結本への予備考察、条件確認程度のもので、周到な考察ではないが、この部分こそが「**普遍的平和秩序を目指す**」(仮題)本論に相当する。本論を末尾に付記する順序前後は遺憾としつつ、「概念図式」に限り、付記することを許されたい。

課題の概念図式 — 総括と展望 —

確かに「新しい酒は新しい革袋へ」は明瞭ではある。理論的にはその通り、しかし、いかんせん、実際上は、新しい革袋は、古い革袋との断絶の上に成立するものではない。古い革袋の不条理性が理論的に明白であり、新しい革袋の必要性も理論的に明白であるのなら、前者の不条理性の根拠を解明し、それを共有した上で、同一土俵に展開される後者の基本要件を解明して、その構築実現を目指すのが、合理的、理性的人間主体のあり方ではなかろうか。要は、概念図式的には断絶している課題であっても、実際上は既存体制上に構築される一連の作業である。末尾での展望ゆえ、項目列挙の域を出ない記述となるが、要は、概念図式上の課題を明瞭に自覚堅持して、現実的構図の共有、協労を目差すのが責任ある展望、必須の課題となる。前半、後半の要点は次の通りであった。

I. 「おわりに」前半 本小論の総括

現実批判—理念欠如が背理の理由— 課題の消極的、否定的、批判的側面の寸描

—非理非道な経過の理由— 井の中にいる自覚不問の探索が基本姿勢

「井の中の蛙」は井の中を出なければ、「井の中の蛙」を自覚できない埋没

II. 「おわりに」後半 本小論の展望、または、課題の積極的、肯定的、建設的側面の寸描

—本来的課題の概念図式—井の中を超えた視点からの探究

概念レベル別での3課題としては、

理念、本性の普遍絶対化こそ課題の原点であるとの基本命題(課題の自覚共有化)

1. 理念の普遍絶対化

2. それに基づく事実・現実の真実化、普遍的現実認識

3. それに基づく事実・現実の普遍化² 普遍化絶対化の総合体系化

これらが、科学、司法、宗教の如何にかかわらず、その使命であるとの自覚と実行

1. 本来性、理念、の涵養、共有

2. 事実、現実確認

3. 真実、秩序確立、実体化

それらの実際は、際限なき永遠の課題

II. 「おわりに」後半でのささやかな課題、本小論の展望は、(各、具体的)自由であれ権利であれ、通念慣習を超えた理念と本性の展開可能性とその実際を示すことによって、現状把握とその不備を自覚し、対応改善の必然性の自覚に通じる過程を列挙することである。ただし、それらは、理念、本性の内実を涵養し、特に適用において普遍化、絶対化して拡大する課題に相当し、いずれも、未知未開の領域を深化、豊潤化しつつ、達成を図らねばならないものである。未知、未開であれば、確定既存の範型があるはずはなく、従って、論理必然性の要求に基づいて、概念図式的な要件を試案として提示しうるだけである。重かつ大ではあっても唯一不動の定型でないことを断りつつ、概念図式に限り「おわりに」への付論として記載するものである。

² 事実、現実との対比において、真実とは、あらゆる主体、あらゆる階級の規定する事実を包括、止揚し、あらゆる主体、あらゆる階級にも妥当する事実と真実、及び、その総体である

本来的課題である「普遍的平和秩序を目指して」への具体的、個別的専門領域

本来的課題である「普遍的平和秩序を目指して」への図式的付論は、基本的命題を主要3領域に展開するものである。基本命題とは「観念あつての事実、理念あつての現実」という事実規定であり、これを概念レベル別での3課題としてみれば、そこに登場する1. 観念、理念の普遍化、それに応ずる2. 事実、現実の普遍化、とそれらの総体、あるいは、結晶、成果、に相応する3. あらゆる真実の普遍化、という普遍化の3課題が区別される。これらそれぞれのレベルにおける普遍化課題は、もとより、いかなる事実規定も、既存枠組み内での、不変、固定的なものではなく暫定的、漸進的で、規定枠組みを拡大深化させて、発展進化をとげ、普遍妥当化されなければならないことを意味している。「観念にしたがっての事実」であり「理念に従っての現実」であれば、観念並びに理念の拡大深化にしたがって、事実並びに現実も拡大深化し、当然ながら、それらの総体、結晶、成果である「普遍的秩序」も同様である。

ここに**概念レベル別での3課題**に従って、それらを主として探究する**具体的、個別的専門領域**を示しておきたい。

1. 観念、理念の普遍化（当然のことながら領域の深化拡大をも含んでいる）を主とするのは、哲学、思想史、歴史学、宗教学、文学、美学、等々を含む人文科学的領域がこれに当たる。真理、正義、美、価値、秩序等々、抽象的、概念的、規範的、価値論的普遍性の普遍化課題は本領域の課題である。
2. 現象の普遍的解明、あるいは、事実化、真実化を主とするのは、一つには、物理、生物、地学、宇宙学等々の自然科学的領域であり、今一つには、政治、経済、社会、法律、等々の社会科学領域がこれに当たる。
3. 上記2要件の実現にともなつての万物の統合的、価値論的普遍化が展開され、実現される。実体験的、無意識的意義付けとしては野山、家庭、村落、学校、国家等々の共同体におけるものと、価値論的意義付けとしては、伝統、習俗、伝承、教典、宗教等々、有形無形の甚大な共感共有がこれに当たる。後者に属する、人知人力を超えた領域にわたる価値付け、意義付けは、宗教的・超越論的価値付け、意義付けと称される。

これらそれぞれが、観念、事実、真実という事実規定の3レベルにおける相即相補で同時進行的、漸進的普遍絶対化の具体的過程である。この過程、秩序を基礎付ける基本的構成要素を以下に列挙するが、勿論、これらは必要不可欠な構成要件としてであつて、いずれのレベルのものであつても、その普遍妥当性は現時点における暫定的、漸進的な制約を帯びているものとして、無限發展的、際限なき普遍絶対化へと必然的に志向されねばならないものである。

—本来的課題の概念図式への要件要素— 井の中を超えた視点からの探究のために

何をもちて基本的とみなすかは、規準の取り方次第であるが、要件分析の手法³に倣い、具体的、

³ 構成要件説として

(1) : 構成要件 Constitutional Postulate とは、一定事物（従つて、あらゆる事実と真実）規定にとって不可欠かつ普遍妥当的主体、客体、要素、視点等々の定立と、それらの関係性の普遍妥当的共有のことである。この理論上での説明は、抽象的レベルでは共有認識となりえるが、具体的、実際のレベルにおいては、漸進的、暫定的共有に止まっているところから、一定の方向付けとして意味以上ではありえず、実際の構成要件の設定は恣意的選択に任されていることは、当然なことである。

(2) : 構成要件理論とは、通常、刑法での犯罪行為の（違法性の）識別、あるいは、罪刑法定主義の確定、に用いられるものではあるが、それに限定されるはずはなく、事物の規定に関する一般理論、汎用理論、として用いられねばならないものと考えられる。小野清一郎「構成要件の理論」日本刑法学会『刑法（I）・刑事法講座第一巻』有斐閣、1952、137-159；西原春夫他編『判例刑法研究1 刑法の基礎・構成要件・刑罰』有斐閣、1080；有斐閣『法律学小辞典』参照

分野別各課題の考究にとって、論理必然的に不可欠である主な構成事項を、10項に限り、列挙し、それらも、最も単純化、抽象化した例示であることを許されたい。

1. 原理原則、主要用語についての確認

(1) あらゆる観念、あらゆる理念は、普遍妥当性に裏付けられた普遍的観念であり普遍的理念でなければならないことから、あえて普遍的観念、普遍的理念と記す必要がないくらいである。普遍妥当性とは、当該観念、理念とも、その内実と適用において、普遍、絶対、究極、超越的な有効性を有する本来的要件であって、人間を例にとれば、人間の「本来性」「生来性」、あるいは、「本質」とは何であるかを無限に究明した先にある（べき）ものと（各自が）想定した暫定的到達点の別名である。いかなる人間のいかなる実態であっても、人間の「本来性」等々の基準を想定しなければ、規定（成立）可能とはならず、この間の事情を「観念なくして事実なく、理念なくして現実なし」と表現したわけである。「人間の本来性 *essentia humana (debita 生来的)*」「人間本性 *natura humana (nascitura 実現さるべき)*」が自覚化されたルネッサンス期以降、本来性が権利の原点、請求原理とされてきたはずであるにもかかわらず、いまだに、「本来性」と「現実態」との差異相反性を自覚判別しない論法が罷り通っている。⁴

(2) 上記のように、観念、理念自体が、当該時点での暫定的、漸進性を免れられないのであれば、いかなる事実も現実も、時代・社会拘束性を免れているものはなく、普遍化（実効化）は無際限的に究明推進されるべきものとなる。

(3) 人間存在にとっての「本来性」、「生来性」の理解が、当該時点における暫定的、漸進的なものであれば、事実も現実も、個々としても総体としても、その真実究明は常に未達成の永劫の課題である。

(4) 同じく、人間存在の実態は、自己の時代・社会拘束性（欲得穢れの自己中心性）を免れたものではなく、それは（本来は普遍的でしかないはずの）真理と正義と愛（と了解されているもの）の実態についても同様である。

(5) いかなる事実であっても、個々のなそれも集団、集合、総体的なそれも、普遍・究極・絶対的なものではなく、常に、比較考量を要し、是正改良を要し、共有目標化すべきもの、すなわち、常時改良改善の余地のあるものである。

(6) 個々の営為の集合的トータル、総体、に当たるグローバル課題も、上記諸原理原則を免れているもの（で）はない。

なかでも、グローバル共同体（利害の全面一致・普遍絶対化）実現の前提であり、これを可能とするグローバル主体形成も上記諸原理原則をまぬかれているもの（で）はなく、それに従って可能となる（世界・人類・宇宙大の）普遍化課題も同様である。もちろん、ここでは、グローバルの用語は多義的であって、単に、人類規模の事象に限るわけではない。

(7) 「聖なる」「神秘的」「厳粛」「妙なる」等々の修飾語でもって人間主体が規定する事物（存在）について超自然（超人間）的次元から超越・究極的意味付けをとする宗教的価値理念の妥当性も、少なくとも、自然的領域の言説に関しては、そして、この領域に関する限り、人間主体に由来する限界としての上記諸原理原則を免れうるものではない。⁵

⁴ NL 第 23 号 22 ページ注 21 に前述したとおり、一例として、スティーブン・ピンカー『人間の本性を考える』NHK ブックス；同『暴力の人類史』上下、2015、青土社参照

⁵ 「聖書」は神の教えであって、救いに要する教えを過不足なく記しているとされている。しかし、神は不知・不可知な存在であって、聖書・聖典の可知的側面だけが可知的であり、神の教えとして、一定程度、理解可能であるに過ぎないはずである。第二バチカン公会議『啓示憲章』は次のように教示している。

「聖書の中に文字となって含まれ露わになっている、神から啓示されたものは、聖霊の息吹によって書き留められてい

2. 究極的理念である真理、正義、神意・愛の意味特徴

次に事実、真実規定（成立）の基本である理念、そしてそれらの抽象的、統合的、究極的表現である真理、正義、神意・愛の意味特徴は、次の通りとなる。

(1) 真実とは

理念に照らした事象の現実態、あるいは、ありのままの事実のことで、知的認識、行動秩序、構造組織の如何を問わず、すなわち、科学、政治経済、社会、宗教等々の差異を問わず、（当該時点での）普遍（共通）的理解がえられる事実と現実のことであるが、それらが、常に、暫定性と漸進性を免れるものではないところから、（絶対的主体である神以外にとって）普遍、絶対、究極、超越的真実の達成は不可能である。

(2) 真理、正義、神意と愛とは

認識、行動、構造組織等々、各事象レベルにおける人、事物と事象の普遍、絶対、究極、（超越）的真実完成態の抽象的、統合的、究極的「理念（理想的観念）（と体系）」のことであり、真理は認識レベルにおける整合的普遍妥当性を、正義は主体相互間における規範的普遍妥当性を、神意と愛とは、神と称される絶対者と諸他主体の関係における意味価値論的普遍妥当性を意味している。

(3) 真理、正義、神意と愛と称される理念の重要な機能は

各事象レベルにおける、事実と現実に関する普遍（妥当）性、整合性、拘束性、規範性、意義価値付与のそれである。

(4) 人間主体にとっての真理、正義、神意と愛の特徴は

一定時点に限られた、暫定性、漸進性、常時未完成性、完成不可能性等々とは不可分離の意義価値付与の機能であって、常に、無際限的に未完で永劫の課題である。

(5) 真理、正義、神意と愛の実現は

個々人的にも統合的・総体的にも、人間主体の究極完成態の実現を待つしかないものであるが、いずれの究極完成態の実現も、不完全な制約と不可分離的な人間主体にとっては、不可能事である。

(6) 人間超越的神意と完全な愛の、人間世界での、定立は

自己及び当該時代・社会の拘束性（欲得穢れの自己中心性）を免れたものではない人間主体には不可能な課題であって、普遍的主体である全能の神のみに至当なことである。

(7) 人間主体が真理、正義、神意と愛という普遍的理念に到達不可能であれば

人間が真実定立の完全な主体となることは不可能であり、普遍的理念の実現は不可能事であって、

る。すなわち、聖にして母なる教会が使徒伝来の信仰に基づいて旧約および新約の全書物をそのすべての部分とともに聖なるものであり正典であるとするのは、これらの書が**聖霊の靈感 *Spirito Sancto inspirante conscripti***によって書き留められ、**神を作者 *Deum habent auctorem***としており、そのようなものとして教会に伝えられてきたからである。しかし、神は聖書を作り上げるにあたってはある人々を選び、彼らの才能と能力を利用して採用したのである。こうして、神が彼らのうちで彼らを通して働くことによって、**彼らは真の作者**として、神が欲することのすべてを、またそれだけを、書き物によって伝えたのである。Ut Ipso in illis et per illos agente, ea omnia eaque sola, quae Ipse vellet, ut veri auctores scripto traderent.」(11項)

「ところで、神は聖書の中で人間を通して人間の方式で語ったので、**聖書の解釈者 *interpres Sacrae Scripturae***は、神が何をわれわれに伝えようとしたのかを見極めるためには、**聖書記者たちが実際に何を表現しようと意図したのか *quid hagiographi reapse significare intenderint***、神が彼らのことばによって何を明らかにしようと望んだのかを、注意深く研究しなければならない。」(12項)

聖書の作者は神ご自身で、聖書記者はその実現者、両者間に認められる雲泥の落差を架橋する困難は、聖書記者、解釈者はもとより読者各人にもくまなく存在するが、この難題がどのように解決可能となるのかは示されていない。何をもって神からの真理、正義、神意であるとするのか、また、その内実は何か、についても、神自身のものは不知、不可知であって、可知、了解可能なものは人間主体の規定にかかるものである。勿論、この難題は、すべての宗教が抱えるものであって、キリスト教に限られたことではないことは言うまでもない。

実際に定立された事実のいずれもが、個々事象のレベルでは真実の定立とも、抽象的、総合的レベルでは真理、正義の定立とも、超越的意義付けのレベルでは神意と愛、の定立とも、程遠いものである。

3. 真理、正義、神意と愛同様に、それらの究極実現態に相当する人類共同体、真のグローバル・コミュニティ、の実現は不可能であること

真理、正義、神意と愛は普遍的達成課題であるのに対して、その達成の主体である人間存在は有限なものであって、主体と課題の間には、超克不能な断絶が存在する。⁶ なぜなら、あらゆる事実は規定各主体の各様の枠組みに（限定されて）成立する。規定各主体に限定されているとは、人間主体の場合では、例外なく、欲得主体、自己愛の主体であること、端的には、時空の制約下にあることを意味し、普遍的神の愛とは天地の差、愛の主体は神のみである。もし、人間が、各個々人としても、全人間総体としても、人間共同体⁷を形成し、自己の制約を脱して神同然の超越的主体となれるのであれば、その時愛の理念に則した「神の子」「神の国」が実現し、差異格差の可能性さえ克服する「神の国」「平和」が完成するが、現実としては、人間愛は「お返しを期待できる範囲でのもの」でしかなく、「放蕩息子をも受け入れる」神の普遍的愛からは程遠い。妬みと争い、達成（生きがい）欲、優越欲、独占支配欲、顕示欲、名誉欲…と無縁となれない現実世界の「罪の子」は、たとえ、「神の子」となる理念としては自己超越的であったとしても、人間主体は利己的で、能力、手段等々の制約とも無縁であることはできず、誰しもが例外なき幸せを実現する普遍的主体となることはありえない。とすれば、誰しもが幸せであり互いに完全平等である社会、人類共同体の究極的实现態である真のグローバル・コミュニティ、は、常に、実現不可能な理念に留まっている。万物の霊長も所詮「罪の子」、弱肉強食が「ありのまま」の本能である現実世界を払拭できるものではない。愛他主義は利己主義の別名であり、自己責任論は美化、道義的装い、との本音が罷り通る余地は十分である。政府政権直々の世論操作と言論弾圧、強権支配は、今一つの現実主義が、打開策でないわけではないとしても、理念欠如の実力主義では余りに脆く、侘しく、人間本（来）性の希望と潤いの微塵も感じられないものとなる。

4. 達成不可能な理念をもって現実を直視し、達成課題とすることは、矛盾ではないのか

人間であっても、社会であっても、あるがままの事態に取り組むためには、あるべき事態の理解が前提となっている。しかも、あるべき理念は、常に、達成不可能な課題、あるべき事態の理解も実現も、時代的・社会的なそれだけでなく、人間主体の制約から、実現不可能な課題である。

⁸ とすれば、表題通りに、達成不可能な理念をもって現実を直視し、達成課題とすることは、矛

⁶ そのため、卑俗化、迷信化による架橋、逸脱に輪をかけた解決策が横行する。カトリック教会の教えによれば、神の子には天国での「永遠の生命」が約束されているだけでなく、それは、文字通り現世的な、不死、永劫不滅、の存在を意味していた（いる）。聖母披昇天の教義に「無原罪の神の母、終生処女であるマリアがその地上の生活を終わった後、肉身と靈魂 *anima et corpore* とともに天の栄光にあげられことは、神によって啓示された真理であると宣言し、布告し、定義する。」（*Munificentissimus Deus*, 1950）との教皇不可謬権に基づく信仰箇条を指摘するだけで十分であろう。そのために用いられた哲学的論理が分有 *participatio* 論であり類比 *analogia* 論であったが、筆者は存在論よりも意味論的な重要性を重視しつつ、「事実規定論」に従えばこれら論理の成立する余地がありえないことを、論駁し続けてきた。西山俊彦「教皇不可謬権の事例的検証（2）－聖母マリアの披昇天のケース（その一、二）－」『英知大学キリスト教文化研究所紀要』第22、23巻第1号、2007、08；前掲『啓示憲章』第3章「聖書の靈感とその解釈」、特に、12項参照

⁷ 共同体 *Community* とは、語源的にも理念的にも、「泣く人と共に泣き、喜ぶ人と共に喜ぶ」「全員の例外なき幸せだけが各個々人の幸せ」である究極完成態のこと

⁸ 鷲田清一の次の指摘にも人間主体の制約が記されている。「折々のことば」10「各人がそれぞれ自己自身にもっとも遠い者である」（ニーチェ）「道徳の系譜」のなかで引かれているドイツの格言。最も見えにくいのは自分自身である。ということは、自分を他者のほうから見る術を磨く必要があるということだ。だからまた、自分が本当は何も知らないということを知っている人が、いちばん賢いということにもなる。私の看板であるこの顔、それをよりによって自分だけが見られないことの怖さに心が凍りつく。」（『朝日新聞』2015.4.11、1面）

盾ではないのかとの疑問は必然的となる。もし、この矛盾を認めて、その制約を克服できないことを全てとするのなら、「井の中の蛙」の無自覚、埋没態が人間の本性として永続し、それを脱出することはもとより、自覚することさえ無用とする事態が支配して、主体としての人間存在を否定することとなる。希望なきところに希望を、絶望的な中にも希望への道を目指さなければ「井の中」にあり続け、「神の子」の道はない。

5. 達成可能な目標追求だけが、意味のあることか？

要は、欲得打算がすべてかどうか、そこに意義、生きがいがあるとするのかどうかに掛っている。すなわち、われわれ自身が、人間存在をどのように規定すれば満足するのか、欲得打算の塊でいいというのか、それを超えた崇高な使命を本性と自覚してはじめて人間らしさを感じるのかどうか、が問題である。

利己主義、自己中心主義に基づき「殺し合うのが（理性的）人間同士」か、そして、「殺し合うのが（理性的）人間社会」か。はたまた、「許し合い、助け合うのが（心なごみ温まる）人間同士」か、そして、「許し合い、助け合うのが人間社会」か。現実即応を基準、現実こそ「あるべき姿」、とすれば、「死刑も戦争も当然中の当然事」、「あるべき姿」、ということとなる。

6. 完成不能の真理、正義、愛に賭けるのが、人の道、神の子の道ではないのか？

自己の本性体现、理念志向のみが「神の子の道」、「真実の道」

一もともと達成不可能なのは承知の上で一

代わって、「殺し合う」ことが人間本性、あるいは、あるべき人間主体間関係ではなく、「許し合い、助け合うのが」人間本性、あるべき人間主体間関係であることを理解でき、共鳴共感できる者であるのなら、答えは歴然、どちらが理性的、本性的人間社会であるかは問うまでもなからう。なぜなら、「殺し合う」のでは「理性的人間存在」は否定され、「理性的人間社会」も否定され、総じて（理性的）人間自体を否定する自己矛盾に陥っているからである。利己主義、自己中心主義だけでは、人間存在も人間の社会的存在も否定されることとなることを、人間理性が放置できるかどうか問われている。これは、愛他的行為は利己的行為の単なる言い換え、社会的解決、は利己的行為の迂回策であるとして、両者を同一視して問題自体を回避する T.ホブス流の積義では解決不能なものである。なぜなら、現代国際関係を支配する排他的主権秩序をみても、国際勢力関係上の優勝劣敗、実力行使、にほかならず、解決策とはなっていないからである。利己主義的動機、自己中心主義を人類大に拡大して実践すれば、自己超越的結果がえられるのではないか、との異論に対しては、それは原理的に不可能であると明言しなければならない。なぜなら、普遍愛他的目標を利己的動機で行ないつづけることは矛盾であり、不可能なことであって、内外ともに愛他的動機付けと協力連帯を実践する道しかありえなく、それは理性的人間主体に根差した責任ある連帯、共同体化以外に理性的人間存在の余地はなくなっているということである。

従って、たとえ、いかなる狡智詭弁を弄しても、利己主義だけの対応が、論理的にも実際的にも、破綻しているとするれば、あるべき本性、目指すべき目標理念の涵養共有が、人間社会のいかなる行動、組織にとっても不可欠なことは明瞭である。それが「観念なくして事実なく、理念なくして現実なし」の意味するところ、想いと観念、夢と理想、だけでは何にもならない、先立つものは実力、財力と主張する者は、「井の中の蛙」に埋没し、しかも、その事実を自覚しない者にほかならない。なかでも、重要不可欠である観念、理念中でも特に、絶対究極の理念を提供するとする宗教的価値理念の涵養が、最も崇高、神聖な価値規範として追求されねばならない理由を、ここで詳述する必要はなからう。

7. 理念とは、そして、その抽象的・統合的表記である真理、正義、愛とは、普遍絶対性の別言

世の中に愛ほど渴望されていながら、愛ほど欺きやすいものはないのではなからうか。愛なくして生きられないのが人間とすれば、命と等価のものかも知れない。しかし、愛が「なければならぬもの」、「人間を生かすもの」とであると認める者は、その実現がいかほど容易でないかを知っている者ではなからうか。しかも、事実上、人生の極致においても、これでよい、といえる状態に達することがないことも、重々、承知しているのではないのか。「あるべきもの」、「本来のもの」、は、事実上、達成不可能なもの、常に未完に留まるものである。にもかかわらず、愛なくしては生きられないのが人の子、罪の子、に他ならない。そして、人が人たるために必要なのは、愛だけではない。権利も自由も、名誉も尊厳も、友だちも、親子も、夫婦も、適度の教育も豊かさも、文化も宗教も…、すべて、人が人としてなくてはならぬ必需品、愛に限らず、真理も正義も同様ではなからうか。そして、わが身にとってなくてはならぬ必需品は、他人にとっても必需品、とすれば、必需品とは、自分だけのものはありえなく、誰かれの別なく必需品でないものは、ありえない。普遍的であれば人権でないように、普遍的でない必需品もありえない。あるべき人格にしる、あるべき必需品にしる、不可欠なものでも普遍絶対的でないものはありえないとすれば、「あるべき観念」「あるべき理念」とは、普遍絶対性と不可欠性の言い換え、別言、となり、権利であれ自由であれ、真理であれ正義であれ、観念、理念とされているもので、普遍絶対的でないものは改変、止揚されねばならぬものに他ならない。人格主体にとって空気と生命どうように重要絶対不可欠とされるものは、みな例外なく、「あるべき理念」、「本来の姿」、そうしたものとしての権利・義務、秩序・安定等々であれば、観念、理念が非現実的との理由でもって、現実回帰を唱える者こそ非現実主義者、… 「観念あつての事実」、「理念あつての現実」との原理無視ほど恐ろしいことはない。「ありのままの事実」は「あるべき観念・理念あつての事実・真実である」との原理を自覚するのなら、理性的であり、愛他的であることこそ、本来の人間、本性実現に賭ける者こそ「人の子」であり「神の子」となる者であることは明々白々ではなからうか。非現実的な理想状態を描ける者こそ現実主義者、実現不可能な理念を深める者こそ応責主義者、普遍絶対性を認めねば現実主義も責任義務もありえない。

実現不能とみえる理想、理念を涵養し、それを堅持することが、理性的人間本性を充足し、責任義務を發揮する社会秩序であることは、絶対矛盾を克服止揚する人格主体の要請である。

以上の論理を理解できれば、いかなる人間行為もその組織も、人間本性に則した価値規範を、たとえ未完に留まる課題であることが明白であったとして、目標目的としなければ、科学的、整合的、人格完成的な選択・決定、施策、を執行することはできず、合理性、整合性をそなえた応責行為・組織化とならないことは、明白であろう。とすれば、一国社会の基本構造を組織している（日本国）憲法が、実社会の現実態を維持担保していることの他に、当該時点では実現不可能にみえる無自覚、未規定、無限に拡大深化して普遍妥当化される目的理念を価値規範としていることは当然なことではなからうか。日本国憲法前文から第十章「最高法規」（第 97—99 条）までに明言明記されている日本国憲法の理念が崇高過ぎるからといって、自民改憲草案のように現実回帰一辺倒とすることは憲法否定の破壊主義、暴力主義、以外のなにものでもなくなり、平和国家の真髓を土台から破壊する。同様に、福音が達成不可能な超人的愛のみ教えであるからといって、嘲笑放擲することは「罪の子の世界」をも「神の子の世界」をも否定することは、神の子たる自己自身を身をもって否定する暴挙に他ならない。いうまでもなく、即時的、即物的実現が容易でないことを理由に現行日本国憲法を無視否定し、改憲を主張する学者、政治家、特に、国家最高指導者は、論理をも法理をも理解せず、憲法のケの字をも弁えない無責任極まる煽動者となっていることは、ご自身の国会答弁の独善独断の数々をまつまでもなく、明々白々ではなからうか。無責任極まる暴理暴

論の数々を、舌足らずのことばでしかないが、要約しておかねばならない。

究極達成は殆ど不可能な理念の集成は非現実的であるとして

平和憲法を論難する改憲論者は憲法無知の無責任極まる煽動者

武力行使を可能とする「誇り高き日本を取り戻そう」も懐古趣味の無責任スローガン

日本国民が人類普遍の自己陶冶原理を決意しているのなら、

内外ともなる究極的秩序を志向する「平和憲法」でなければならない

なお、平和憲法云々なる文言は、

学界、司法界、宗教界等が志向する究極的理念の確立に関しても例外なく成立する

8. 平和憲法は人類の宝、平和の福音は神からの恵み

日本国憲法の3理念、特に平和主義は、真理、正義、神意と愛、の普遍絶対的規範価値の要請に基づいた基本原理、憲法自体はそれら価値規範の集大成である。もし、その真髓が、普遍的愛を説く限りキリスト教の福音的要請と論理整合性を示していなければ、どちらかが、あるいは、どちらもが、普遍絶対的価値規範を逸脱しているということである。例えば、日本国憲法の適用範囲が日本国、日本国民に限定されていることは、その普遍的原理に違背乖離しており、その他、国家主義的、自国中心主義的制約が少なくないことも、速やかなる是正を要する課題である。キリスト教の福音もどうよう、もし自称する通り普遍妥当的「愛のみ教え」であれば、利己、打算とは無縁で誰をも赦し誰をも救う神からの恵み、しかし、聖書の記述も解釈も、歴史も現実も、余りに下すつばい自己中心主義の権化となり果て、あの世の天国・地獄までをもご利益信心のご褒美としていて平然たる姿勢には、改革、改心の余地がありうるのかさえ疑わせるのが「平和の福音」の実像である。

尤も、憲法が究極理念の体系化であり、福音が超越的究極理念の教示(啓示)であるとすれば、どちらも普遍妥当性を有する「あるべき」「本来的」価値規範、原則、教義等々でなければならないはず、もしその現実が、その運用と実態が、欲得打算の方便とされているなら、普遍絶対性にもとる非本来性に汚染されているということ、勿論、この種課題は憲法一つに限られたことではなく、科学、司法はもとより、宗教にまで及んでいるということ本事例報告に明々白白となっている。有態に記せば、何事にも道、真理、生命が第一とされる領域にあっても、悉皆有情の世界にあっては、みなみな例外なく、現実的制約があるのは見え透いたこと、教育も、医療も、福祉も…研究、援助、開発、連帯、平和を含めて、限界があるなかにあって、だからこそ、至高の本来性に賭けるのが本筋であるということである。それらに、真に人間の本性、本質の実現がかかわっているとすれば、その促進とともに、課題の意識化、自覚化が一層重要であることはいうまでもなからう。

9. 人の生きるのはパンのみに非ず、また神の言葉による

前記指摘は、聖典聖句、憲法法規、いかなる類の文字文言であっても、それ自体では意味世界を構成できず、その遵守実行はもとより、作成、伝承、解釈、再解釈等々の全般に人間主体が理念に裏付けられねば、「神のみこころ」に生かされなければ、規範価値が生じないことを意味している。人の生きるのは文字によらず、「神のみこころ」によるというのはこのことである。

「人はパンだけで生きるのではない。神の口から出るすべての言葉によって生きる。」

(マタイ 4 : 4 ; ルカ 4 : 4 ; 申命記 8 : 3)

「あなたがたは地の塩である。世の光である。」 (マタイ 5 : 13 - 16)

「からし種一粒ほどの信仰があれば、この山に向かって、『ここから、あそこに移れ』と命じても、そのとおりになる。」 (マタイ 17 : 20)

「あなたがたの目は見えているから幸いだ。あなたがたの耳は聞いているから幸いだ。」

(マタイ 13 : 16)

「愛がなければすべては虚しい」(I コリント 13 : 1 - 13)

福音の真価は、人の心が「神の言葉に」「地の塩世の光として」「信仰」「希望」「愛」に生かされることにありと説いている。⁹

ことばはさまざまであっても、誰もが、もう一つの世界、「本来の世界」、「天国・地獄ではない真実の世界」、に軸足をもって生きている。先人たちは、例外なく、己が目、己がこころが他者のそれらに開かれゆくところに、すべての人を生かす「真実の世界」が築かれることを語っている。ひめ百合の塔証言者島袋淑子他、原爆の証言者山口仙二、谷口稜曄、民族和解の証言者後藤健二、橋田幸子他、は記録に残る顕著な例、この他、事実上無数ともいえる無名の先人が「平和の夢」に生きてきたことを忘れてはならない。人間味のある、温もりのある世界とは、理念を堅持さえすれば可能となる、誰でも道と信じたい。

**真実とは、あらゆる個別的、集団的主体が規定する事実を容認、止揚し、
あらゆる個別的、集団的主体に普遍妥当する事実の総体のことである。**

10. 「望みなきところに望む」信仰と信頼が「罪の子」を「神の子」とする唯一の道

ほとんど合意不可能と見える無惨で深刻な事態を前に、心すべきは、不可能性のなかにも可能性を求める道、それは、自己に対しては、軽挙妄動を慎むとともに傍観をも排し、理性的、科学的取り組みに励むこと、他者、特に、権力者、支配者に対しては、強権発動、クーデタ類似の暴挙に代えて、先ず憲法規定を遵守せよと迫り、総じて、各人が、普遍的課題、人類的課題、へ参与することが、個人的自己実現を超えた、不可欠的使命であると自覚することである。そのような努力を可能にするのが、人間兄弟(の善性)への信頼と神への帰依信仰ではなからうか。

Contra spem, sperabo 「アブラハムは希望するすべもなかったときに、なおも望みを抱いて信じ、「あなたの子孫はこのようになる」と言われていたとおりに、多くの民の父となりました。」(ローマ 4 : 18) アブラハムが諸民族の父とされたのは、神への信仰と(それに基づく)民への信頼であったと記されている。希望なきところに希望するのが「罪の子」を「神の子」とする唯一の道、見えないものを見とどけ、形なきものを形あるものと受けとめ生きることが信仰である。信仰によって生きるのが神の国、希望なきところを希望するのが神の子としての人間、決して到達しないことは見え透いてはいても、信仰によって「すでに神の国は始まっている」と確信して進む恵みが「神の子」の道である。¹⁰

今の世を何に喩えようか。(マタイ 11 : 16)

— 平和憲法と平和の福音が風前の灯ではないのか? —

激動の世紀、わたしたちの大半が共にしてきた 20 世紀、とは何だったのだろうか。戦争の世紀、進歩の世紀、平和の世紀、… さまざまな呼称でもって括ることはできる。戦争のなかにあつたからこそ平和への渴望が高まりを見せたのかも知れない。史上最大の殺戮に終始したばかりでは

⁹ サン・テクジュペリは「なにも見えないよ、こころで見ないとね」(『星の王子さま』)として「こころで見なければと直言し、M.L.キングは「私には夢がある」と宣言して「夢」に望みを賭けた。岩田慶治(と鷺田清一)は「愛さないと見えないものというのがあるんじゃないですか」※1と記して、「愛が先行する」と解説した。

※1 岩田慶治「愛情関係の話ではない。研究の話である。はじめて参加した文化人類学者たちの研究会で、このことばに衝撃を受けた。研究とはだれもが方法さえ学べばできる客観的な作業と思っていたからだ。が、岩田さんは、愛のまなざしがあつてはじめて見えてくるものがあるという。愛がなければ、見えるはずのものも見逃してしまう。異なる民族のあいだでもきっと同じことが言える。」鷺田清一「折々のことば」『朝日新聞』2015.4.8、1面

¹⁰ 韓国の詩人高銀は、いまだ夢想のように聞こえる「東アジア共同体」について、「すべての可能性は、その不可能性の中で種がまかれるものです」と語っている。高銀「東アジア共同体」を想像して『朝日新聞』2015年3月10日夕刊4面

なく、21世紀にまで人類抹殺の装置は温存されたままである。しかも、戦後70年にして戦争法案が罷り通り平和憲法はすでに骨抜き、反対批判は弾圧されて、戦争のできる‘普通の国’以下となる寸前。

とはいえ、戦争の世紀は平和の世紀であったと指摘したい。平和への願いは切実、かつ、世界大になったからである。戦争の悲惨さを実感できるのは、平和の理念が健在であってこそであるのと同様に、平和の有り難さを実感できるのも戦争の悲惨な体験が生きているからではないのか。ここに、歴史的事実としても、本小論の基本命題、「観念あつての事実」「理念あつての現実」、が明らかになっている。憲法が権利義務の大系であれば、それは理念の大系、福音も平和のメッセージであれば、究極普遍絶対的理念の大系、これを重々自覚し直さねばならない。もし、この核心を忘却、放置する事態が続けば、人類世界、森羅万象、の存在基盤は崩壊する。平和憲法も平和の福音も、人類の崇高な宝、神からの恵み、これを感謝して、正気を取り戻し、誠実になろう。敗戦の焼土にあつてわれわれは宣言した。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通して行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」

と。本年も憲法記念日を目の前にして、何度でも、何度でも、この厳粛な決意を宣言しよう。福音についてもどうようである。

「わたしは、平和をあなたがたに残し、わたしの平和をあなたがたに与える。」

(ヨハネ 14 : 27)

「わたしがあなたがたを愛したように、互いに愛し合いなさい。これがわたしの掟である。友のために自分の命を捨てること、これ以上に大きな愛はない。わたしの命じることを行うならば、あなたがたはわたしの友である。」(ヨハネ 15 : 12 - 15)

「わたしがあなたがたを愛したように」とは、少なくとも、自分を大切にすると同じように兄弟を大切にすること、「友のために自分の命を捨てる」とは、十字架上の生贄に他ならず、普遍絶対的の神の愛の結実高揚を意味している。十字架の愛は普遍絶対的の神の愛の別言、これだけが「愛の宗教」の教えであれば、「積極的平和」はいうに及ばず、「正義の戦争」の正しさを説き続けるカトリック教会は「神の教え」「キリストの十字架」への謀叛、背教に堕している。まさに「井の中の蛙」の典型、キリスト教が「キリストのみ教え」を説かなくなって幾世代、おぞましい世の中にあつて、この事実を指摘するキリスト者が破門されかねない教理、強権が横行する。

外なる世界は内なる世界のほぼ投影反射、本小論では、「観念あつての事実、理念あつての現実」と繰返した。これを次の通り言い換えることもできる—

理念とは普遍絶対究極的観念の別言

愛の宗教キリスト教は、絶対普遍主義の別言

キリストの十字架は絶対普遍主義の歴史的結実高揚態

これを筆者は、素朴なことばで口ずさんだ—

心こそ ひとのいのち

心が ひろがれば いのち も ひろがる

まごころは ひろばをつくる

真理、正義、神意と愛とは天与の宝、たとえ実現されることのない一条の光であっても、理念なくして知的世界も、社会秩序世界も、全事象事物の意義存在も、成立しない。もとより、実現不可能で常に未定立でしかないとはいえ、そして、究極、完成態は事実上定立不可能であるにもかかわらず、あたかも既知、既存のもとと想定して、個々の事象へ相對しなければ人間世界も神の子の世界も成立しない。所詮この世は「罪の子」「罪業」の世界、この世の歩みには真理と正義が価値規範、なかでも、因果応報を超える救いの業とされるには、神からの意義付け価値付け、神の赦しと恵み、光と愛が絶対不可欠、でなければ「罪の世」も消えうせる「井の中の蛙」に終始する。宗教的価値理念が天地を貫く究極、絶対的意義付けを責務としているのであれば、秩序動揺・崩壊の主犯とされるのは宗教界の退行的事態と思われてならない。

天国・地獄、永遠の生命、救いの意味、約束の実現態までもが自明であるとしているのが、現代宗教界の大勢ではないのか？ 宗教離れは宗教者自身の背信、迷妄・迷信への埋没が原因ではないのか？ 叫ばずにはいられない — 宗教こそ「井の中の蛙」の最たるものではないのかと、価値理念の真の普遍絶対・共有化こそ現代宗教の本務ではないのかと —

直言をゆるされたい

地べたにへばりついたものは、すべて「井の中のもの」、
地べたにへばりついた科学も政治も宗教もほんものではありえない。
科学も政治も宗教もほんものでなければならず、
それ以外は無用の長物に等しい、と

(2015年5月1日完)

—編集後記—

2015年も数日を残すばかりとなりました。
問題山積、解決とは程遠く、今 25 号でお伝えできたことは一部にすぎません。
最高裁へは、11 月 30 日付で 10 ページに及ぶ書面

**上告事件、再審事件、及び、再々審事件等の決定理由、並びに、
全事件審査記録の開示についての第 34 (24) 回目の請求**
を提出しました。その中の次の文言を紹介し 2016 年への決心といたします。

「本上告事件等々、一連の靖国神社無断合祀取消訴訟が回復を請求する被
侵害利益は深刻である。基本的人権中の人権である「信教の自由」とそ
れを担保する「政教分離原則」は、人格の尊厳の核心を保障するもので
あることはもちろんのこと、わが国国家体制の成立如何にかかわるとど
もに、世界平和の帰趨を左右するものだからである。」

あきらめることなく希望を抱いて歩み続けます。協働をお願い申し上げます。

靖国合祀取消訴訟の一審敗訴を受け
原告である西山俊彦神父による控訴審以降の
活動支援強化の必要性を痛切に感じ
私たちは“靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会”を結成いたしました。

(目 的)

靖国神社合祀取消しを実現して、信教の自由等の人権の確立に寄与し、
日本国憲法を擁護して人格の尊厳に基づく（福音の約束に依って）
世界平和の推進に貢献することを目的とする。

活動の一環としてニュース・レターを発行し、進行状況を発信するとともに
この裁判の意義を学び、平和憲法の実現のために
励んでいこうと思っています。

(ニュース・レターをコピー、印刷し、配布ご協力をお願いいたします。)

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会

代表：園田朋里

562-0031 大阪府箕面市小野原東 3-5-19 e-mail : ptnishiyama@yahoo.co.jp

<http://peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/>

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会 (郵便振替) 00900-7-272008

※ 領収書は、ご請求のない場合、振替受領証をもって代えさせていただきます。ご了承ください。